

学校いじめ防止 基本方針

いじめ防止基本方針

いじめは、冷やかしからかいのほか、情報機器を介したいじめ、暴力行為に及ぶいじめなど、学校だけでは対応が困難な事例が全国的に増加している。いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがあるものであり、いじめをきっかけに不登校になってしまったり、自らの命を絶とうとしてしまったり、また、深く傷つき、悩んでいる生徒がいる。

いじめの問題への対応は学校として大きな課題である。

そこで、生徒たちが意欲を持って充実した学校生活を送れるよういじめ防止に向け、日常の指導体制を定め、いじめの未然防止を図りながら、いじめの早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は適切に且つ速やかに解決するための「学校いじめ防止基本方針」を定める。

北海道岩見沢高等養護学校

令和6年4月15日一部改訂

I いじめとは

1 いじめの定義

「いじめ」とは、生徒等に対して、当該生徒等と一定の人間関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

また、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、当該生徒等の立場に立って行うものである。

2 いじめ防止等に関する基本理念

○いじめの芽はどの生徒にも生じうるという緊張感を持ち、学校の内外を問わずいじめが行われないうにします。

○すべての生徒がいじめを行わないように、いじめの問題に関する児童生徒の理解を深めます。

○いじめを受けた生徒の生命及び心身を保護するため、社会全体でいじめの問題を克服します。

※いじめを受けた生徒にも、何らかの原因がある、責任があるという考え方はあってはなりません。

※けんかなど交友関係から生じたトラブルやいじめの問題を解決し、人間関係を修復していく力を身に付けさせます。

3 いじめの構造と動機

(1) いじめの構造

いじめは、「いじめられる生徒」「いじめる生徒」だけでなく、「観衆」・「傍観者」などの周囲の生徒がいる場合が多い。周囲の生徒の捉え方により、抑止作用になったり促進作用となったりする。

(2) いじめの動機

いじめの動機には、次のものなどが考えられる。

- 嫉妬心（相手をねたみ、引きずり下ろそうとする）
- 支配欲（相手を思いどおりに支配しようとする）
- 愉快犯（遊び感覚で愉快的な気持ちを味わおうとする）
- 嫌悪感（感覚的に相手を遠ざけたい）
- 反発・報復（相手の言動に対して反発・報復したい）
- 欲求不満（いろいろなを晴らしたい）

(3) いじめの態様

いじめの態様には、次のものが考えられる。

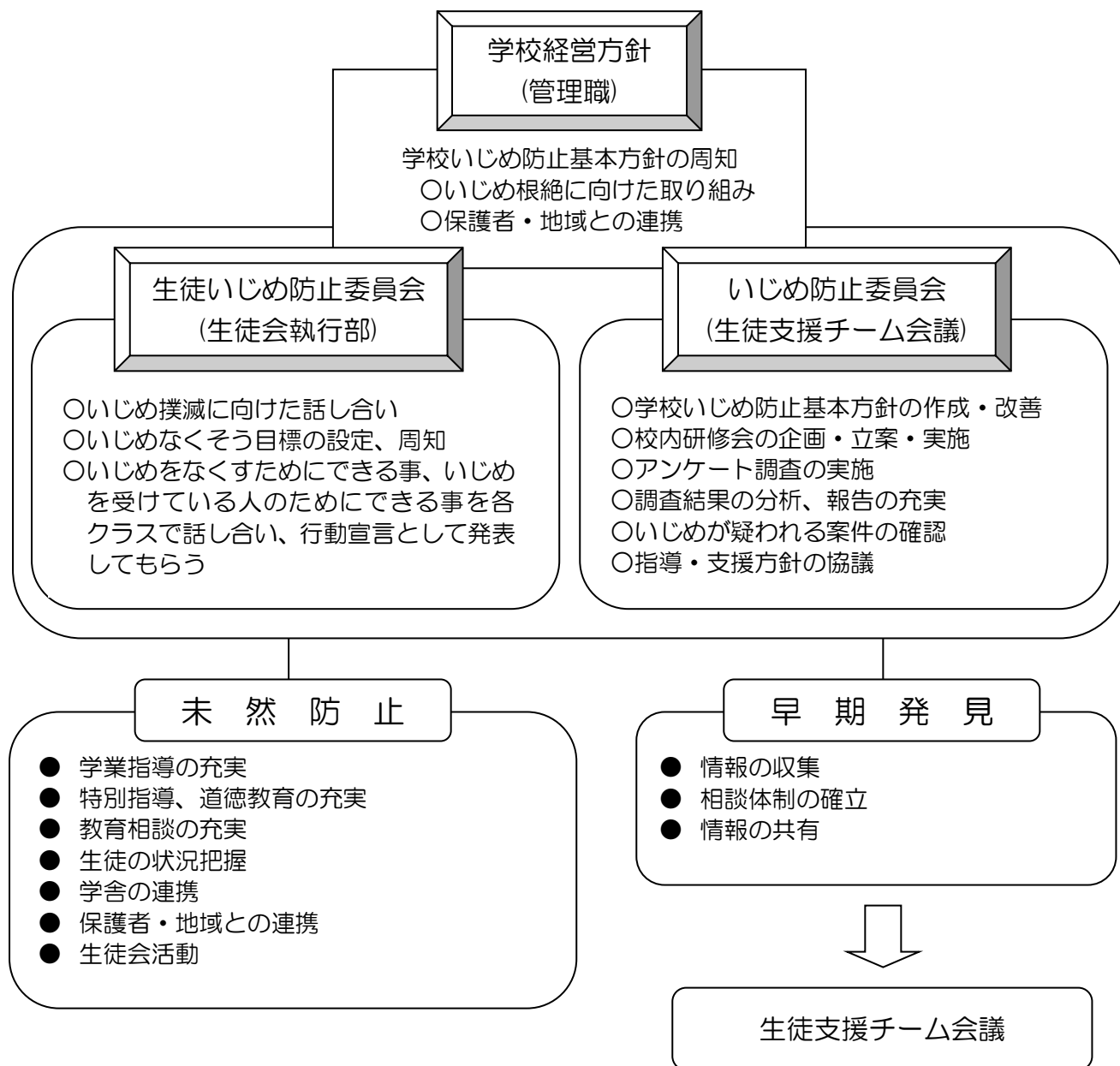
- ・悪口を言う ・あざける ・落書き ・物壊し ・集団での無視 ・陰口 ・避ける
- ・ぶつかる ・小突く ・命令 ・脅し ・性的辱め ・メール等による誹謗中傷
- ・噂流し ・授業中のからかい ・仲間はずれ ・嫌がらせ ・暴力 ・たかり ・使い走り

Ⅱ いじめ防止の指導体制・組織対応

1 日常指導体制

○いじめ防止委員会および生徒いじめ防止委員会

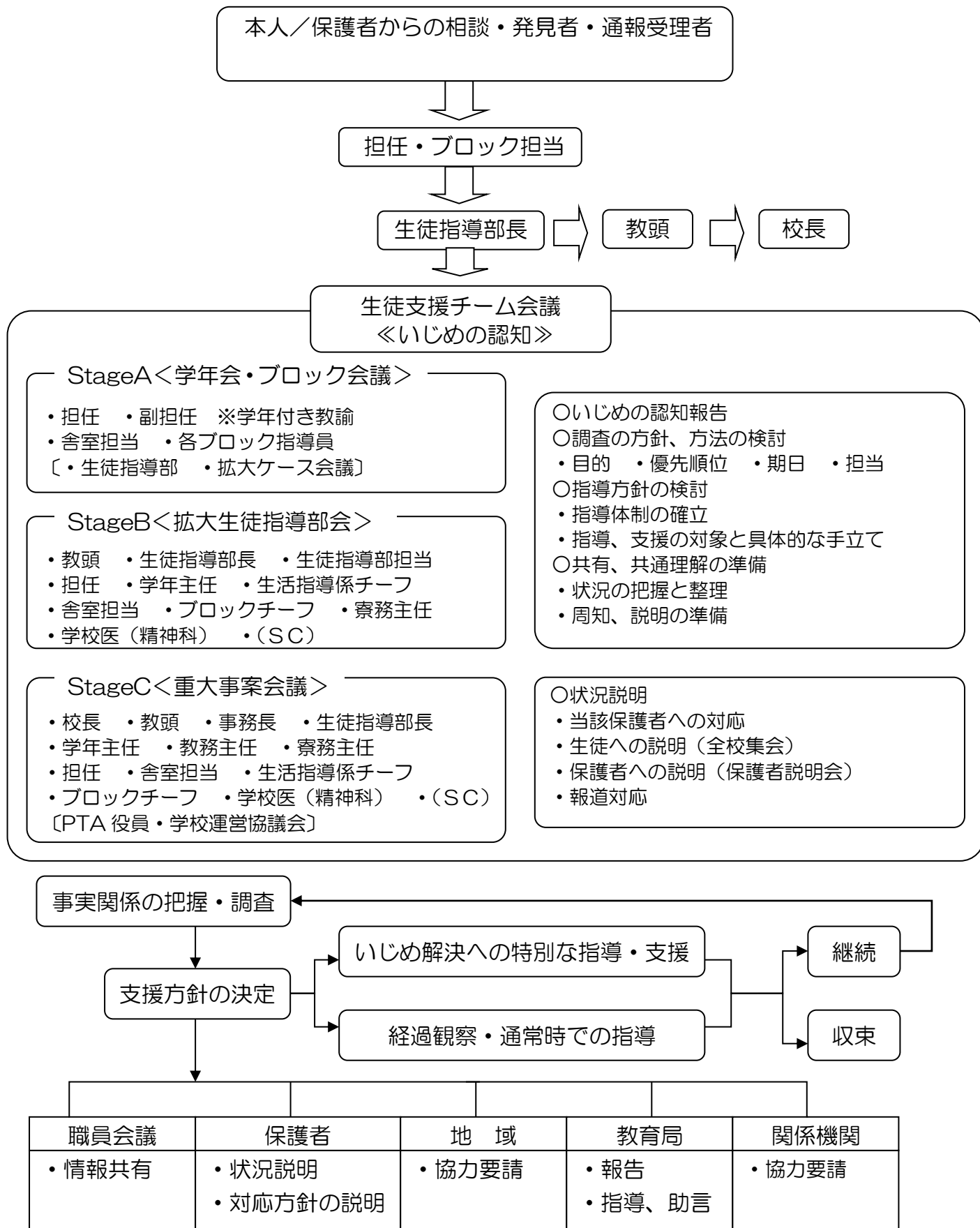
いじめを未然に防止し、早期に発見するための日常の指導体制を以下の通りとする。



2 緊急時の組織対応

○生徒支援チーム会議

いじめを認知した場合のいじめ解決に向けた組織的な取り組みを以下の通りとする。



Ⅲ いじめの予防

いじめの問題への対応では、いじめを起こさせないための予防的取組が求められる。

生徒に対しては教育活動全体を通して、自己有用感や規範意識を高め、豊かな人間性や社会性を育てることが重要である。

学業の充実

- ・ 学びに向かう集団作り
- ・ 意欲的に取り組む授業作り
- ・ 一人一人に応じた授業作り

特別指導、道徳教育の充実

- ・ ホームルーム活動の充実
- ・ 学校行事の充実
- ・ 人権意識の理解、啓発

教育相談の充実

- ・ 担任による教育相談
- ・ 面談の定期開催

生徒の状況把握

- ・ 個別の教育支援計画の活用
- ・ 援助要請スキルやコミュニケーション能力の育成

学舎の連携

- ・ 学担とブロック担当の情報共有(学舎打合せ等)
- ・ 学舎連絡会の定期的な実施
- ・ 生徒連絡簿の活用

保護者、地域との連携

- ・ 学校いじめ防止基本方針等の周知
- ・ 学校公開の実施
- ・ 学校評議会での説明、協力要請

生徒会活動

- ・ いじめなくそう目標の設定
- ・ いじめ問題等に関する会議への参加
- ・ いじめ根絶に向けた啓蒙活動

IV いじめの早期発見

いじめの問題を解決するために最も重要なポイントは、早期発見・早期対応である。生徒の言動に留意するとともに、何らかのいじめのサインを見逃すことなく発見し、早期に対応することが重要である。

情報の収集

- ・教員の観察による気づき
- ・養護教諭からの情報
- ・生徒、保護者からの相談、訴え
- ・寄宿舍での様子
- ・アンケートの実施

相談体制の確立

- ・相談窓口の設置、周知
- ・いじめアンケート結果を活用し個人面談の実施

情報の共有

- ・報告経路の明示、報告の徹底
- ・職員会議等での情報共有
- ・要配慮生徒の実態把握
- ・学舎連絡会
- ・生徒連絡簿

◇いじめられている生徒のサイン

場面	サイン
登校時・朝のSHR	☐ 遅刻・欠席が増え、理由を明確に言わない ☐ 教員と視線を合わせず、うつむいている ☐ 体調不良を訴える ☐ 提出物を忘れたり、期限に遅れる
授業中	☐ 保健室・トイレに行くようになる ☐ 教材等の忘れ物が目立つ ☐ 机の周りが散乱している ☐ 教科書・ノートに汚れがある ☐ 何か起こると特定の生徒の名前が出る
休み時間	☐ 昼食を所定の場所で食べない ☐ ふざけている表情がさえない ☐ 用のない場所にいることが多い ☐ 友達とのかかわりを避ける ☐ 嫌なあだ名が聞こえる ☐ 衣服が汚れていたりしている
放課後等	☐ あわてて下校する ☐ 持ち物がなくなったり、持ち物にいたずらされている

◇いじめている生徒のサイン

サ イ ン
☐ 教室で仲間同士で集まり、ひそひそ話をしている ☐ ある生徒にだけ、周囲が異常に気を遣っている ☐ 教師が近づくと、不自然に分散したりする ☐ 自己中心的な行動が目立ち、ボスの存在の生徒がいる

◇寄宿舍や家庭でのサイン

サ イ ン
☐ 学校や友達のことを話さなくなる ☐ 友人やクラスの不平・不満を口にするようになる ☐ 朝、起きてこなかったり、学校に行きたくないと言ったりする ☐ 受信したメールをこそこそ見たり、電話におびえたりする ☐ 不審な電話やメールがあったりする ☐ 遊ぶ友達が急に変わる ☐ 部屋に閉じこもったり、家から出なかったりする ☐ 理由のはっきりしない衣服の汚れがある ☐ 理由のはっきりしない打撲や擦り傷がある ☐ 登校時になると体調不良を訴える ☐ 食欲不振・不眠を訴える ☐ 学習時間が減る ☐ 成績が下がる ☐ 持ち物がなくなったり、壊されたり、落書きされたりする ☐ 持ち物に落書きがある ☐ お金をほしがる

V いじめへの対応

1 生徒への対応

(1) いじめられている生徒への対応

いじめられている生徒の苦痛を共感的に理解し、心配や不安を取り除くとともに、全力で守り抜くという「いじめられている生徒の立場」で、継続的に支援することが重要である。

- 安全・安心を確保する。
- 心のケアをする。
- 今後の対策について、共に考える。
- 活動の場等を設定し、認め、励ます。
- 温かい人間関係をつくる。

(2) いじめている生徒への対応

いじめは決して許されないという毅然とした態度で、いじめている生徒の内面を理解し、他人の痛みを知ることができるようにする指導を根気強く行う。

- いじめの事実を確認する。
- いじめの背景や要因の理解に努める。
- いじめられている生徒の苦痛に気付けるようにする。
- 今後の生き方を考えられるようにする。

2 関係集団への対応

被害・加害生徒だけでなく、おもしろがって見ていたり、見て見ぬふりをしたり、止めようとしなかったりする集団に対しても、自分たちでいじめ問題を解決する力を育成することが大切である。

- 自分の問題として捉えられるようにする。
- 望ましい人間関係づくりに努める。
- 自己有用感が味わえる集団づくりに努める。

3 保護者への対応

(1) いじめられている生徒の保護者に対して

相談されたケースでは、複数の教員で対応し学校は全力を尽くすという決意を伝え、少しでも安心感を与えられるようにする。

- じっくりと話を聞く。
- 苦痛に対して本気になって精一杯の理解を示す。
- 親子のコミュニケーションを大切にするなどの協力を求める。

(2) いじめている生徒の保護者に対して

事実を把握したら速やかに面談し、丁寧に説明する。

- いじめは誰にでも起こる可能性があることを伝える。
- 生徒や保護者の心情に配慮する。
- 行動が変わるよう教職員として努力していくことを伝える。
- 保護者の協力が必要であることを伝える。
- 何か気付いたことがあれば報告してもらうよう協力を求める。

(3) 保護者同士が対立する場合等

必要に応じて、教職員が間に入って関係調整が必要な場合がある。

- 双方の和解を急がず、相手や学校に対する不信感の思いを丁寧に聞き取り、寄り添う態度で臨む。
- 対応者を十分に検討して対応に当たる。
- 教育局や関係機関と連携し、解決を目指す。

4 関係者機関との連携

いじめは学校だけでの解決が困難な場合もある。情報の交換だけでなく、一体的な対応をすることが重要である。

(1) 教育局との連携

- 関係生徒への支援、指導、保護者への対応方法の助言
- 関係機関との調整

(2) 警察との連携

- 心身や財産に重大な被害がある場合
- 犯罪等の違法行為がある場合

(3) 福祉関係との連携

- 家庭の養育に関する指導・助言
- 家庭での生徒の生活・環境の状況把握

(4) 医療機関との連携

- 精神保健に関する相談
- 精神症状についての治療・指導・助言

5 ネットいじめへの対応

(1) ネットいじめとは

文字や画像を使い、特定の生徒の誹謗中傷を不特定多数の者や掲示板等に送信する、特定の生徒になりすまし社会的信用を貶める行為をする、掲示板等に特定の生徒の個人情報に掲載するなどがネットいじめであり、犯罪行為である。

(2) ネットいじめの予防

ア 保護者への啓発

- フィルタリング
- 保護者の見守り

イ 情報教育の充実

- 「情報」における情報モラル教育の充実（スマホ携帯安全教室）
- 「総合的な学習における時間」による情報モラル教育の充実
- ホームルームや寄宿舍における情報モラル教育の充実

ウ 教職員の研修

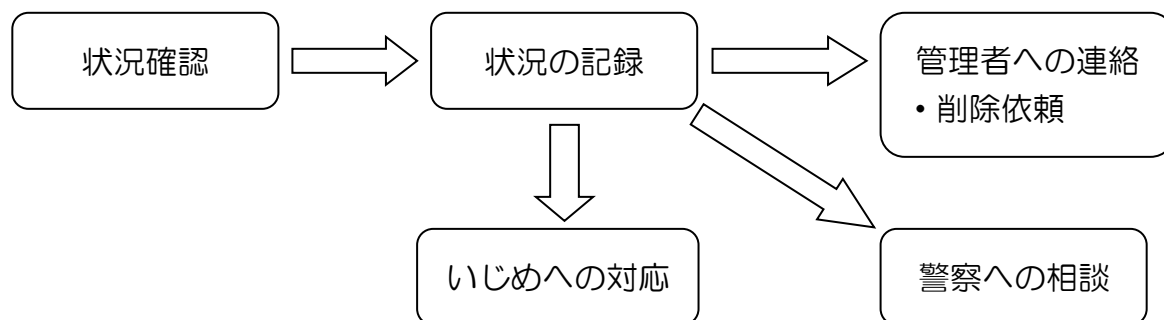
- ネット社会についての講話（防犯）の実施

(3) ネットいじめへの対処

ア ネットいじめの把握

- 保護者からの訴え
- 閲覧者からの情報
- ネットパトロール

イ 不当な書き込みへの対処



VI 重大事態への対応

1 重大事態とは

(1) 生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合

- 生徒が自殺を企図した場合
- 精神性の疾患を発症した場合
- 身体に重大な障害を負った場合
- 高額の金品を奪い取られた場合

(2) 生徒が相当の期間学校を欠席せざる得ない場合

- 年間の欠席が30日程度以上の場合
- 一定期間、連続した欠席がある場合

2 重大事態時の報告・調査協力

学校が重大事態と判断した場合、空知教育局及び本庁特別支援教育課に報告するとともに、北海道教育委員会が設置する重大事態調査のための組織に協力する。

この基本方針は、平成26年7月24日から施行する。

平成30年3月30日一部改訂

令和 5年4月25日一部改訂

令和 5年10月6日 一部改訂

令和 6年4月15日 一部改訂